

令和3年度 1歳児1年保育のご案内

1歳児1年保育は、現在、認可保育所や地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の利用が保留となっている、令和3年4月1日現在で1歳の児童について、保育所等の利用が決まるまでの間、最長で令和4年3月31日まで保育を行うものです。

定額制の利用料、単年度の利用など、通常の保育所等とは利用条件が異なります。

また、申込方法等についても別に定めていますので、以下の内容をよくご確認のうえ、お申込みください。

実施概要

1 実施施設概要

施設名	住所	実施時間	電話番号	定員
西東京ユウカリ保育園	下保谷5-13-15(予定)	7:00～18:00	080-7015-8219(※)	8人

※令和3年4月1日開設の保育所のため、上記の電話番号は開設前のお問い合わせ先(運営法人:社会福祉法人里心会)です。開設後は、園の電話番号(042-439-6504)へお問い合わせください。

2 対象児童

利用開始日において、次の要件を全て満たす方

- (1) 西東京市内に住所を有し、集団保育が可能な、令和3年4月1日において満1歳の児童(平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの児童。)
- (2) 保育所等の利用申込が有効であり、かつ、保育所等の利用が保留となっていること
- (3) 東京都認証保育所、定期的利用保育、企業主導型保育事業(以下「認証保育所等」という。)を利用していないこと

3 利用可能期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(月単位の利用。利用開始日は各月1日。)

※翌年度の継続利用はできません。また、利用終了後の保育所等への入所を保証するものではありません。

※保育所等及び認証保育所等への入所が決まった場合には、入所月の前月末日まで利用できます。

4 実施日及び実施時間

月曜日～土曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)の7時00分～18時00分

5 利用料

- (1) 利用料は、利用区分に応じた月額定額制です(原則、給食費等必要な費用を含みます)。
- (2) 1歳児1年保育では、延長保育は原則実施いたしません。定められた利用時間を超過した場合の受け入れの可否等については、直接施設にご確認ください。
- (3) 利用料以外に必要な実費が生じる場合は、施設からお知らせします。

利用区分	利用時間(1日当たり)	児童区分	月額利用料(※1)
短時間利用	9:00～17:00(8時間以内)	住民税非課税世帯(※2)の利用児童。ただし、 <u>施設等利用費(幼児教育・保育の無償化)の給付を受ける場合を除く。</u>	0円
		住民税課税世帯で、生計を一にするきょうだいが上におり、最年長者から順に数えて第2子または第3子以降となる利用児童	第2子:17,500円 第3子以降:0円
		その他の児童	35,000円
標準時間利用	7:00～18:00(8時間を超え、11時間以内)	住民税非課税世帯(※2)の利用児童。ただし、 <u>施設等利用費(幼児教育・保育の無償化)の給付を受ける場合を除く。</u>	0円

	住民税課税世帯で、生計を一にするきょうだいが上におり、最年長者から順に数えて第2子または第3子以降となる利用児童	第2子:24,000円 第3子以降:0円
	その他の児童	48,000円

※1 利用料は、一時保育事業の利用料と、市内認証保育所の1歳児の利用料の平均から保護者助成額を控除した額などを踏まえて設定しています。

※2 各年度4月から8月の利用料については前年度の住民税の所得割額、9月から3月の利用料については当年度の住民税の所得割額で該当の有無を確認します。住民税非課税世帯の方で、8月までに利用を開始している方(前年度分の住民税非課税証明書を提出している方)については、9月以降の該当の有無を確認するため、改めて当年度分の住民税非課税証明書(課税証明書)を提出していただく必要があります。

6 保育内容

本体の保育所と同等の保育を、専用の保育室又は本体の保育所の1歳児室で提供します(職員配置・必要面積等の基準も同等です。)

7 給食

本体の保育所と同様に、園で調理して提供します。除去食等のアレルギー対応につきましては、実施施設に直接お問い合わせください。

8 特別な配慮を要する児童の保育

病気、障害等により特別な配慮を要する児童の保育は行いません。

利用申込方法

1 必要書類、申込方法

- (1) 『1歳児1年保育利用申込書』に必要事項を記入の上、保育課にご提出ください(郵送可。締切日必着。)。実施施設やその他の保育所等ではお受けできません。また、住民税非課税世帯の場合は、住民税非課税証明書(令和3年8月までの利用開始の場合は前年度分、9月以降の利用開始の場合は当年度の住民税非課税証明書)、多子世帯の場合で、生計を一にしている別居のきょうだいがいる場合は、別居児童の住民票(本籍・筆頭者の確認ができるもの)及び生計を一にしていることが分かる書類(常に生活費・学資金、療養費等を振り込んでいることが分かる書類(通帳の写し等))を併せてご提出ください。
- (2) 申込みに当たっては、保育所等の利用申込(『教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書』の提出)を行い、その申込みが有効期間内であることが必要です。保育所等の利用申込をしていない方や、利用申込の有効期間(申込みをした年度内に限り有効)が満了している方については、選考の対象となりません。
- (3) 保育所等の利用申込がまだの方は、令和3年4月利用開始希望の場合は、令和3年2月18日まで、令和3年5月から令和4年2月までに利用開始希望の場合は、各月の保育所等の利用申込期日までに保育所等の利用申込を行ってください(1歳児1年保育との同時申込も可能です。)
- (4) 1歳児1年保育利用申込書は、令和4年2月利用開始分の選考まで有効です。令和4年3月利用開始分の選考は行いません。
- (5) 申込み内容に変更があった場合は、保育所等の利用申込の変更手続きと併せて、1歳児1年保育の利用申込についても変更の手続きが必要となります。

2 各月の利用申込締切日

令和3年5月から令和4年2月までの利用開始分につきましては、各月の定員に空きがある場合のみ利用調整を行います。定員の空き状況は、市のホームページに掲載し、毎月更新します。

利用開始月	利用申込締切日
令和3年4月	～ 令和3年2月 18日(木)
令和3年5月	令和3年2月 19日(金) ～ 令和3年4月9日(金)
令和3年6月	令和3年4月 12日(月) ～ 令和3年5月 10日(月)
令和3年7月	令和3年5月 11日(火) ～ 令和3年6月 10日(木)
令和3年8月	令和3年6月 11日(金) ～ 令和3年7月9日(金)
令和3年9月	令和3年7月 12日(月) ～ 令和3年8月 10日(火)
令和3年 10月	令和3年8月 11日(水) ～ 令和3年9月 10日(金)
令和3年 11月	令和3年9月 13日(月) ～ 令和3年 10月8日(金)
令和3年 12月	令和3年 10月 11日(月) ～ 令和3年 11月 10日(水)
令和4年1月・2月	令和3年 11月 11日(木) ～ 令和3年 12月 10日(金)

利用調整・利用開始までの流れ等

1 利用調整

1歳児1年保育の利用調整は、保育所等の利用調整と同様の方法で行います(「保育所入所選考基準」に基づき保育の必要性を指数化し、順位(指数)の高い順に内定者を決定します。)。利用調整の結果、利用が内定した方については、保育課から電話で連絡します。

2 利用開始までの流れ

(1) 実施施設から内定者に連絡し、面談の日程調整及び健康診断のご案内等を行います。

(2) 利用開始日までに、面談及び健康診断を実施し、実施施設と利用契約を締結します。

※利用開始日までに面談及び健康診断を受けない場合は、内定取り消しとなります。また、面接及び健康診断の結果、集団生活が困難と判断された場合は、利用することが出来ません。

(3) 利用開始後しばらくの間は、慣らし保育を行うため、短い保育時間となります。

利用に関すること

1 保育時間(利用可能時間)

保育時間(利用可能時間)は、決定した利用区分毎に定められた利用時間内で、教育・保育給付認定事由(就労や就学など)の必要な範囲内となります。

2 利用申込内容の変更

利用申込後に家庭状況に変更がある場合は、変更する日の属する月の前月 20 日までに、必ず書類にてご報告ください。ご提出いただく書類は、保育所の利用申込と同様のものとなりますので、「令和3年度西東京市保育施設入園のご案内」第4章をご確認の上、『認定変更申請(届出)書兼家庭状況変更届』とともに必要書類をご提出ください。

なお、期日までに用意することが出来ない書類(就労証明書等)につきましては、それ以外の書類を期日までにご提出いただき、手配(発行)が可能になり次第、速やかにご提出ください。

3 利用の辞退・中止

(1) 利用開始前に利用を辞退する場合は、速やかに『1歳児1年保育辞退・中止届』によりお申し出ください。

(2) 利用開始後に利用を中止する場合は、中止しようとする月の前月の 20 日までに、『1歳児1年保育辞退・中止届』によりお申し出ください。

(3) 月の途中で利用を中止する場合であっても、中止する日の属する月の利用料全額をお支払いいただきます。

4 利用料

- (1) 利用料は、毎月1日から末日までを単位とする月額制とし、各月の1日現在の利用区分に基づき適用されます。また、月額制のため、利用日数に関係なく(1日も利用がない場合を含む。)定額の利用料をお支払いいただきます。
- (2) 利用料は、直接実施施設にお支払いください。
- (3) 各月の利用料は、指定された期日までにお支払いください。
- (4) 利用料のほか、特別に費用が発生したときは、実費相当分の費用を求める場合があります。

5 その他

- (1) 保育中に連絡が取れない、利用時間内に児童を引き取りに来られないなどの場合は、利用をお断りすることがあります。
- (2) その他、利用条件が履行されない場合は、利用をお断りすることがあります。
- (3) 自動車での送迎は禁止です。

利用開始後の手続きについて

下記の場合は、必要書類を期限までに提出してください。提出がない場合は、利用を解除します。

- (1) 育児休業中で申し込んだ場合(利用開始月の末日までに復職し、復職後速やかに提出。)
 - ①『認定変更申請(届出)書兼家庭状況変更届』
 - ②『就労・就労予定・育児休業取得・復職証明書』による復職証明
- (2) 求職活動を理由に申し込んだ場合(保育所等の利用開始日から90日を迎える月の末日までに提出。)
 - ①『認定変更申請(届出)書兼家庭状況変更届』
 - ②『就労・就労予定・育児休業取得・復職証明書』による就労証明
- (3) 就労内定の状態で申し込んだ場合(利用開始月の末日までに就労を開始し、就労開始後速やかに提出。)
 - ①『認定変更申請(届出)書兼家庭状況変更届』
 - ②『就労・就労予定・育児休業取得・復職証明書』による就労証明

注意事項

※お申込み前に必ずご確認ください。

- (1) 1歳児1年保育の利用は、利用終了後の保育所等への入園を保証するものではありません(保育所等の利用調整では、調整指数10番のみ適用されます。)。保育所等の利用申込みの際は、地域型保育事業を含め、複数の施設をご記入いただくことをおすすめします。
- (2) 1歳児1年保育の利用調整は、保育所等の利用調整後に行います。そのため、1歳児1年保育の利用調整に当たっては、保育所等の申込みにおけるきょうだいの組み合わせは考慮できません(保育所等の利用調整においても、1歳児1年保育の申込状況は考慮できません。)
- (3) きょうだい保育所等に入園できないため、利用開始月中に復職しなかった場合は、利用を解除します。

お申込み・お問い合わせ先

〒188-8666 西東京市南町5-6-13 田無第二庁舎2階

- ①お申込みに関すること 子育て支援部保育課保育係 042-460-9842(直通)
 - ②事業内容に関すること 子育て支援部保育課事業調整係 042-497-4926(直通)
- 受付時間:午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日・年末年始を除く)